

住友ゴム工業石綿訴訟：原告全員勝訴、賠償額も増額 大阪高裁●「タルク」由来のアスベスト被害にあらためて警鐘

2019年7月19日、大阪高裁（江口とし子裁判長）は、一審神戸地裁が賠償を認めなかった2遺族（肺がん）についてもこれを認め、被告住友ゴムが主張した時効の主張についても一審判決に続いて斥ける原告勝訴の判決を言い渡した。

闘いの主体である「ひょうごユニオン住友ゴム分会」と「ひょうご労働安全衛生センター」が中皮腫で亡くなった元労働者の相談を聴いたのは、2005年クボタショック直後だった。損害賠償提訴は2013年1月22日。そして、提訴から6年目の勝利判決。住友ゴムは上告せず大阪高裁判決は確定した。

住友ゴム・アスベスト訴訟弁護団は判決後、次頁掲載のような「声明」を発表した。

ポイントは「タルク」

タルク（滑石とも呼ばれる）は、ベビーパウダーの原料であるが、その粉じんは鉱物性粉じんでありじん肺の原因となる。また、アスベストを不純物として含むことが多かったため、中皮腫などの石綿関連疾病の原因となり得る。

タルクは、ゴム製造、製紙、農業・医薬品製造、ステアタイト磁器製造など多くの産業分野で利

用されている。住友ゴムなどのタイヤ・ゴム製造において充填剤としてゴムに混ぜたり、ゴムどうしがくっつかないようにするための打ち粉として大量に使用される。

見過ごしがちのケースとしては、溶接などで鉄板に罝書きするための「石筆」は滑石なのでグラインダーで先を尖らせながら使用していると石綿にばく露する可能性があり、鉄工所労働者などが中皮腫で労災認定されている。手術室で使用するゴム手袋を再生利用する際に「打ち粉」として使うため、作業歴のある看護婦が中皮腫で労災認定されている。

ゴム製造などタルクによる労災について当センターでも次のような事例に取り組んでいる。

「タルクに含有したアスベスト吸入で悪性中皮腫／大阪のゴム製造労働者に日本ではじめての労災認定」、熊谷信二「タルクとアスベスト関連疾患」、大成功一「大塚氏の胸膜中皮腫の診断に至るまで」（1992年6月号）

「タルク吸引で悪性中皮腫／兵庫●思いもよらぬアスベスト被害」（2000年6月号、鉄工所「現寸」作業）

「石筆による曝露見逃し業務外／大阪●審査請求期間過ぎ

あらためて認定」（2012年4月号、鉄工所「けがき」作業）

「タルクが原因で看護師に中皮腫／山口●医療用手袋に付着したアスベスト」（2012年12月号）

「看護師中皮腫二件目の認定／大阪●ゴム手袋再生でタルクに曝露」（2013年10月号）

ちなみにタルク由来の石綿「がん」の被害として最初に労災に認定されたのは、オーツタイヤ（泉大津市）で1951年からタイヤ製造に従事、肺がんを発症し1977年に死亡した男性労働者だとみられる。この件は、肺組織から角閃石系石綿のアクチノライト、石綿小体が相当量検出されたことが決め手となり、再審査請求によってようやく不支給決定処分（1985年）が取り消されて、労災認定となっている（1993年）。

なお、2016年に厚生労働省が作成し公開している「石綿ばく露歴把握のための手引」（<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/11/h1102-1.html>）には、その時点までのゴム・タイヤ製造、タルクに関係するばく露例が掲載されている。

労災最多は住友ゴム

厚生労働省が毎年発表して

いる石綿による労災認定事業場のデータについて2017年度まで石綿疾病で労災があった事業場について、「石綿ばく露状況」欄に「ゴム」「タイヤ」「タルク」のいずれかの単語を含む事業場を調べると、57事業場、労災認定合計数102件がリストアップされる。

「住友ゴム工業(株)神戸工場」は合計13件(肺がん9(3)、中皮腫3(1)、良性石綿胸水1)(括弧内は労災時効救済での認定数)で最多である。(ただし、この「厚生労働省データ」には、2010年度までの石綿肺(じん肺管理4、

管理2および3合併症)による労災認定件数は含まれず、また、労災認定に至らない石綿肺は含まれない。したがって、石綿被害件数としては過小評価になっている)。「横浜ゴム」、「ブリジストン」、「オーツタイヤ」(前述のタルク由来石綿肺がん初認定例を出した泉大津工場、現・住友ゴム)といった大手企業の名が当然含まれている。看護師の中皮腫被害の関係とみられる医療機関も三つある。

時効認めず

石綿被害について、住友ゴム

退職労働者が所属する労働組合「ひょうごユニオン」は、住友ゴム工業に対して団体交渉を求めた。ところが同社は「退職者に団交権はない」として団交を拒否。この「住友ゴム団交拒否不当労働行為事件」は最高裁まで争われたが、2011年11月10日付で「団体交渉権を認める」という歴史的・画期的な最高裁判決が下された。以後日本における、アスベスト被害を被った退職者を組織する労働組合の団体交渉権が認められることとなった(2012年1・2月号)。

原告の中には提訴時、通常

弁護団声明

2019年7月20日 住友ゴム・アスベスト訴訟弁護団

大阪高裁第3民事部(江口とし子裁判長)は、2019年7月19日、住友ゴム工業株式会社に対し、石綿及び石綿を含有するタルクの粉じん曝露し、石綿関連疾患に罹患した生存者1名を含む被災者7名全員に対し、計約1億円あまりの支払いを命ずる判決をした。被災者2名の請求を退けた1審神戸地裁判決(2018年2月)に比べて大きく前進した内容であり、原告らの請求をほぼ認めたものとなっている。この判決を勝ち得た理由として3つ挙げることができる。

一つは、戦後まもなくの労働安全衛生行政とそれを支えた石川知福らの公衆衛生学の取組みが現在の司法によって認められたことである。本判決は、昭和24年2月に神戸工場を調査した石川らの報告書とこれを解析した熊谷信二・産業医科大学元教授の意見書に全面的に依拠している。

二つ目は、戦後の労働者集団の労働安全衛生に関わる地道な職場活動が司法によって正当に評価されたことである。本判決は、その活動を担ってきた正木紀通氏らの証言を引用し、また、会社による消滅時効の援用については、退職者を組合員とする労働組合分会の団体交渉申入れを拒絶した会社の対応を不当労働行為とした最高裁判決を引用し、これを退けた。

三つ目は、本訴訟に取り組む勇気を示された被災者本人やその遺族、これを支えた支援者その他多くの人々の努力である。本判決は、髓所に、こうした努力をきちんと見ている判断や表現を示している。これに対し、本判決は、会社側は、被災者らが石綿粉じん又はタルク粉じん曝露当時、どのような粉じん発生の防止等の措置をとったのか具体的な主張はない、としている。

弁護団はタルク特性にまで踏み込んだ裁判所の判断に敬意を表するとともに、住友ゴムに対してはもはや上告せず、上告しているなら速やかに取り下げ、潔く企業としての責任を履行することを求める。

は、損害賠償請求権の時効で消滅したと見なされ得る被害者遺族がいた。しかし、裁判所は、団交を不当に拒否し続けいたずらに時間を経過させた住友ゴムが時効を主張するのは権利の濫用であると判断して、一貫して時効を認めなかった。

昭和24年労働省調査

弁護団声明に述べられている石川知福東京大学教授の調査とは、「昭和23年度労働衛生実態調査」（労働省労働基準局労働衛生課）に含まれる「ゴム工業に発生する職業病特に塵肺について 昭和24年5月 兵庫縣労働基準局安全衛生課」のことだ。

この文献は、故原一郎関西医科大学教授の手元にあったものを原先生の死後の遺品整理の過程において関西労働者安全センターに保管されることになったもので、当センターで内容を確認している際に偶然にみつけ、ひょうご労働安全衛生センターを介して弁護団に提供された。

調査経緯が述べられた同報告冒の「緒言」を引用する。

「タルクは従来無害と信じられて医薬品化粧品として用ひられてきたのみならず、工業方面にも使用され、之に因る塵肺の発生に関する報告は稀有で二ニアルのみである。たまたま昭和23年7月9日兵庫県労働衛生協会主催の衛生管理者への塵肺の講習の席上、出席の某ゴム工業の山下茂雄氏が該工場で最近行った健康診断の際発見された不審のある三枚のX線写真を提示

して、講師の石川知福教授に質問せられたので茲に初めてゴム工業にも塵肺の発生することを知ったのである。

この偶然の発見は無害であると信じられてきたタルク等を使用してあるゴム工業のみならず化粧品その他の産業にも塵肺発生の疑念を与へ将来この方面への調査報告を要求するものと考へられる。依って兵庫労働基準局安全衛生課長中村一男と兵庫県立医科大学教授松島同蔵とが協議して労働衛生実態調査の一対象として、ゴム工業に於ける塵肺発生の現状を知り、以て今後の調査研究の参考に資せんが為に今回の調査を開始した次第である。

而して之は石川教授に質問が寄せられたのが端緒となったのであるから、調査のすべてが同氏の手に委ねられた。従って詳細な学術的報文はいづれ同氏から発表されるだろうが茲にその概略を報告する次第である。」

文中「学術的報文」は「タルクによる塵肺について東京大学公衆衛生学教室故石川知福ほか」（日本衛生学雑誌1951年5巻3号p.17-21）であって、これも裁判証拠となった。

この石川報告は、弁護団声明にあるとおり高裁判決において重要視された。

さらに法廷には、熊谷信二氏（前産業医大教授）による石川報告を補足解説する意見書が提出され、当時の職場のタルク粉じん濃度がいかに高かったのかを論証した。

歴史的闘いに拍手

「石綿被害についての退職者労働組合の団体交渉権確立」と「ゴム工業におけるタルクによる石綿被害についての司法上の初めての損害賠償」という画期的成果を勝ち取った原告・支援の皆さんを心から称えるとともに、今後のさらなる運動の進展を祈念したい。

（関西労働者安全センター）

住友ゴム株式会社（神戸市中央区）の旧神戸工場及び泉大津工場において、タイヤ製造等の業務に従事し、石綿及び石綿を含むタルク粉じんにはばく露したことにより、中皮腫や肺がんなどを発症した被災者とその遺族が会社に補償を求めた訴訟の控訴審判決が、7月19日に大阪高等裁判所（江口とし子裁判長）で言い渡された。

判決は、生存者1名を含む被災者7名全員の被害を認め、住友ゴムに計1億円余りを支払うように命じた。一審の神戸地裁判決では、「（粉じんの）吸引量が多量とは推定できない」として被災者2名の請求が棄却されたが、今回は原告側の請求をほぼ認めた勝利判決である。

この判決を受け、原告らを支援してきたひょうごユニオンは、7月22日に住友ゴム本社に対して、早期解決を図るよう申し入れを行った。その後、住友ゴムの代理人から「上告しない。支払う」との連絡があり、大阪高裁の判決が確定した。

争訟に至るまでの経過

2006年10月、Aさん(悪性胸膜中皮腫で死亡)のご遺族と元従業員の2人(正木さんと白野さん)が個人加盟の労働組合ひょうごユニオンに加入し、①アスベストの使用実態を明らかにすること、②退職労働者の健康診断を実施すること、③企業補償制度を設けること、以上の3点を要求し、住友ゴムに団体交渉を求めた。

ところが、会社は「従業員でない」ことを理由に団体交渉を拒否した。そのため会社との団体交渉をめぐる争いは、兵庫県労働委員会から司法の場へと争いが続くこととなった。

そして2011年11月10日に最高裁の判断が示され、退職労働者の団体交渉権が認められたのであった。住友ゴムを話し合いの席に着かせるだけで5年の歳月を要したのである。

補償の年齢格差を許さない

2006年10月にひょうごユニオンが団体交渉を申し入れた直後、住友ゴムは一方的に、石綿に関する企業補償制度を新設した。この制度は、亡くなられた年齢により、5歳ごとに補償額が減額されるという格差があり、組合として問題を指摘していた。

最高裁が退職労働者の団体交渉権を認めたことを受け、組合は2011年12月より住友ゴムとの団体交渉を開始した。要求内容は、①アスベスト被害者への謝罪、②団体交渉を拒否してきたことへの謝罪、③アスベストの使用

実態を明らかにすること、④全退職者への健康診断の実施、⑤これまでの健康診断内容の開示、⑥石綿災害特別補償制度の見直し、⑦胸膜プラークに対する補償について、の7項目であった。

しかし、交渉は平行線をたどったため、アスベスト被害者5人(中皮腫2名、肺がん3名)の遺族が損害賠償を求め、2012年12月13日に神戸地裁へ提訴することになった。そして第2陣として2016年1月22日に、石綿肺がんと石綿肺を発症された2名が提訴。2つの訴訟は併合され、被災者数7名、原告数23名の集団訴訟となった。

タルク粉じんのばく露を争う訴訟

住友ゴムでは、ゴム製品の様々な製造過程で、ゴム同士がくっつかないようにするための打ち粉(粘着防止剤)として、工業用のタルクが使用されていた。

タルクとは滑石ともよばれる白い石で、工業用には原石を粉砕して非常に細かい粉にして使用することが多く、ゴム製造、製紙、農薬・医療品製造、化粧品製造など多くの分野で利用されてきた。ベビーパウダーや「おしろい」は、まさにタルクそのものである。

タルクには不純物としてアスベストが含まれているものもあり、病院で手術用手袋にタルクをまぶす作業に従事していた看護師が、中皮腫を発症し労災認定される事例も続いている。

事実認定誤った神戸地裁判決

2018年2月14日の神戸地裁判

決は、タイヤ製造工程の一部でタルクや粉じんが飛散する状況にあり、元従業員7名は石綿にばく露した可能性があると指摘。当時の医学的な知見の水準を踏まえ「60年までにはアスベストやタルクが生命に重大な障害をあたえる危険性を認識できた」「会社は粉じんの発生や飛散防止、安全教育や指導をしていなかった」と判断。

そのうえで、元従業員5名については「吸引した石綿は相当な量だった」などとして、約5,900万円の支払いを命じた。しかし、肺がんの2名については「吸引量が多量とは推認できない」として、請求を棄却した。

棄却された2名の被災者は、労災認定時に「1型の石綿肺あり」と判断され、業務上と認定されているにも関わらず、裁判所はばく露量が少ないと判断したのであった。これは明らかな誤りである。

一方、会社側が「元社員のうち2人は損害賠償請求権が時効(10年)により消滅している」と主張していた点については、「時効制度の利用は権利の濫用で許されない」との判断を示し、原告の誇求を認めた。会社が長期に渡り交渉を担否した経過を踏まえての判断であり、画期的な内容であった。

「高山で霧が流れているが如く」

神戸地裁判決を受け、原告・被告双方が控訴し、大阪高裁において訴訟が継続された。原告側がとくに力を入れたのは、一審

で棄却された2名の被災者の石綿ばく露の立証であった。

一審段階で、兵庫県労働基準局安全衛生課が、昭和24年5月に作成した「ゴム工業に発生する職業特に塵肺について」と題する報告書を書証として提出していたが、神戸地裁判決には十分反映されなかった。そこで、熊谷信二・産業医科大学元教授に報告書の内容を解析した意見書の作成を依頼し、提出した。

高裁判決は、熊谷意見書が全面的に採用され、工場内は「微細な粒子が大気中に多量に飛散されていることが明らか」「激しいときあたかも高山で霧が流れているが如くである」とし、粉じん濃度の数値も当時の規制を大きく上回っていると認定した。

そして、一審で棄却された2名についても、「粉じんに曝露される程度は相当に強度なものといわざるを得ない」とし、「肺がん発症が神戸工場での勤務に起因することが高度の蓋然性をもって証明されたというべきである」と判断した。

また、判断が目されていたのは、亡くなった2名の消滅時効についてであった。判決では、裁判が提起された時点で10年が経過していることを認めただけで、会社が団体交渉を拒絶した対応は不適切であり、そのことが被災者らの適切な救済を受けることを困難にしたとして、債権の存在を認めた。

一審に続き、消滅時効についてこれまでにない新たな司法的判断が確定したのである。

被災者全員の救済に向けて

住友ゴム神戸工場における最初の石綿労災認定者は、2006年のAさんだった。Aさんの労災認定には住友ゴム退職者分会会長の正木さんと原告の白野さんが関わり、Aさん以降18名が石綿関連疾患で労災認定されている。18名のうちの13名の労災認定者は、正木さんらがこつこつと退職者（ご遺族）の自宅を訪問し、被災者を見つけ出し、申請手続きをしてきた人たちである。

裁判においても、正木さんたちが在職中から地道に活動し積

み重ねてきた資料が重要な役割を果たし、判決でも引用された。住友ゴムの労働組合潰しに対して、1960年代から仲間づくりを進め、過酷な労働条件を改善させてきた闘いが、今回の判決に結実したのである。

住友ゴム退職者分会のメンバーは、高裁判決を力に、企業補償制度の年齢格差を解消するための団体交渉を開始している。原告だけでなく、被災者全員の補償救済に向けた次の闘いが早速はじまっている。



（ひょうご労働安全衛生センター）

コンプライアンス活動は業務妨害か？

大阪●連帯労組刑事弾圧を弾劾する声明

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部は、生コンの製造・運搬を行う事業所で働く労働者を組織する産業別労働組合である。組合員の多くは生コン関連産業の従業員であり、彼らの働く事業所が中小企業であるため、売り主であるゼネコン、商社からの買い叩きなど、過当競争に巻き込まれやすい業界である。この状況を打破するため、事業者に対して経営協同組合の結成を働きかけ、雇用の安定やゼネコンからの生コン買い叩きに抵抗する力を労使で培ってきた。

適正価格の収受は、運賃の適

正化、ひいては労働者の雇用を守り、賃金を改善することができる。しかし、協同組合は、生コンの価格上昇での利益を確保する一方、運賃引き上げの要求に応じなかった。これに対し、生コン支部がストライキで対抗したところ、交渉相手である大阪広域生コン協同組合がストライキを威力業務妨害と主張、そこから権力の介入が始まった。

逮捕者が相次ぐ中、大阪広域生コン共同組合は「警察に捕まったということは、悪いことをしたのだ」という主張を展開する。しかし、何をしたのかということは一切述べられていない。たんに、